

大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例の一部を改正する条例

大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年大磯町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎